

# 固定資産課税台帳の閲覧・固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧

令和4年度の課税内容を確認4/1～、縦覧は5/2まで

## 固定資産課税台帳の閲覧

令和4年度の課税内容を確認できます。

**時** 4月1日(金)～ 8時30分～17時15分

※土・日、祝日、年末年始を除く

**所** 市役所1階税務課資産税係

**対** ①固定資産の所有者とその同一世帯の親族  
②納税管理人 ③所有者からの委任状がある人  
④相続人 ⑤借地・借家人(対価を支払っている人に限る)

**内** 所有しているか借地・借家している固定資産の課税台帳の閲覧

**費** 1名義につき300円

※①～④の人は、5月2日(月)まで無料です。

**持** ①～⑤▶運転免許証などの身分証明書

③▶法人の委任状は、社印のあるもの

④▶除籍の謄本など相続がわかるもの

⑤▶賃貸契約書または対価の領収書

## 固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧

他の人の土地や家屋の価格と比較し、自分の土地や家屋の価格が適正であることを確認できます。

**時** 4月1日(金)～5月2日(月) 8時30分～17時15分

※土・日、祝日を除く

**所** 市役所1階税務課資産税係

**対** ①土地または家屋の固定資産税の納税者とその同一世帯の親族 ②納税管理人 ③納税者からの委任状がある人 ④相続人

**内** ●土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)の縦覧

●家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)の縦覧

※自己の所有する資産と同じ種類のものに限ります。

**持** ①～④▶運転免許証などの身分証明書

③▶法人の委任状は、社印のあるもの

④▶除籍の謄本など相続がわかるもの

**☎** 税務課 995-1809

## 下水道の供用開始区域が拡大

3/31～ 富沢・岩波・佐野・平松・二ツ屋の一部で

### 下水道への接続工事は6カ月以内に

3月31日(木)から、富沢、岩波、佐野、平松、二ツ屋の一部で、公共下水道を使用できるようになります。新たに公共下水道が使用できるようになると、市で供用開始の公示をします。公共下水道を使用できる区域に建物をお持ちの人などは、供用開始の日(3月31日)から6カ月以内に、市が指定した排水設備指定工事店に依頼し、排水設備接続工事を行ってください。市指定の排水設備指定工事店は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

**☎** 上下水道工務課 995-1835

### 公共下水道の使用料は水道使用量に応じて決定

下水道の使用料がかかるのは、排水設備工事が完了し、実際に下水道の使用を開始してからです。使用した水道の量を汚水の量として、公共下水道の使用料を決めます。

**☎** 上下水道経営課 995-1836

